

R8年度 浦添市立前田小学校いじめ防止基本方針

いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの【いじめ防止対策推進法第2条第1項】」です。

そして、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でもおこりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3つのポイントをあげる。

- (1)いじめは決して許されるものではなく、全ての子どもがいじめにあわないように、また、全ての子どもがいじめを起こすことが無いように、強く念頭に置いて教育施策を推進する。
- (2)全ての子どもたちがお互いを認め合い、思いやりの心を持ち、心豊かに育つことをめざして、学校教育の充実を図る。特に、自他の生命を尊重する道德教育、支持的風土のある学級経営、悩みを相談しやすい教育相談活動などの充実を通して、子どもが生き生きと学校生活を送ることができる教育環境をつくる。
- (3)学校、保護者、地域住民が連携協力し、学校生活や家庭生活、地域活動を通して、子どもたちをよく見つめ、育み、いじめのない社会環境づくりに努める。

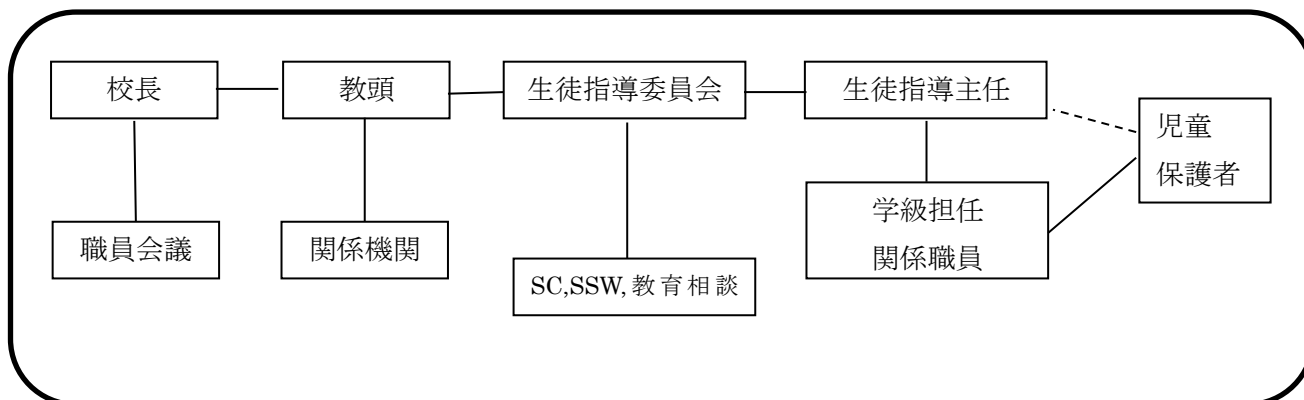
いじめの判断

○いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。(例) いじめられていても否定する場合、本人が気づかない所でのいじめの場合など

○けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断し、未然防止・再発防止を図る。

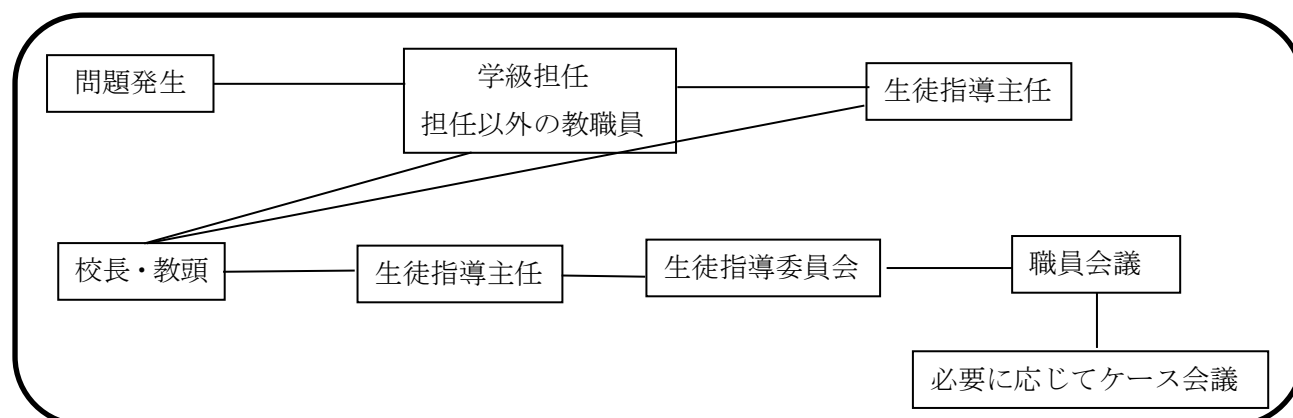
○いじめの認知は、生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）を活用して行い、学校へのいじめの対応が個々の教職員によるものでなく、組織として一貫した対応をとる。

○生徒指導体制○



- ・一人で抱え込まず、みんなで取り組むチーム学校による生徒指導体制

○問題行動が起こった場合○



- ・早期発見、対応、解決のために、些細な事案でも取り上げ報告する
- ・問題行動を発見したらその場で指導または対応
- ・手順に沿って、報告、対応、協議

★具体的ないじめの例★

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句（強い口調）、嫌なことを言われる
- ②嫌がるあだ名や、名前を変えて呼んだり、嫌な思いをさせる
- ③仲間はずれ、集団による無視（にらまれる、笑われる、こそこそ話される）
- ④軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたり、刺されたり、首を絞めたりする
- ⑤暴力行為（叩く、蹴るなど）
- ⑥金品の強要、盗まれる、壊される、捨てられる
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧タブレット端末、パソコン、携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ⑨性的ないたずら、性的な強要など

「前田小学校いじめ防止対策委員会」の設置

- ① 構成メンバー（必要に応じてメンバーを選ぶなど柔軟に対応）
 - ・校長・教頭 ・学級担任 ・教務主任 ・生徒指導主事 ・養護教諭 ・教育相談担当
 - ・特別支援教育コーディネーター ・必要に応じて関係職員、SC、SSW、外部専門家など
- ② 組織の役割
 - ・学校のいじめ防止基本方針に基づく年間指導計画の作成、校内研修の企画・実施。
 - ・いじめの相談・通報窓口となり、進んで報告・相談できる環境を整備
 - ・いじめの疑いのある情報があつた場合には、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定と保護者との連携といった対応。
 - ・PDCA サイクル（生徒指導マネジメント）での検証。
 - ・いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合には、調査母体となる。

保護者地域との連携

- ① 学校便り等を通して、保護者・地域に対して学校のいじめに関わる対策について周知し、PTA、地域関係団体と連携しながらいじめ防止に努める。
- ② ネットいじめの対応
 - ・児童の学校への携帯電話の持ち込みを原則、禁止する。
 - ・保護者会での学級活動を利用して、児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性や危険性についてしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導の様子を参観してもらう。
 - ・家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導できるよう啓発に努める。

いじめの発見及び対応

(1) いじめの早期発見

① いじめサインを早期に発見する。

いじめを早期に発見するためには、学級担任、生徒指導主任等全教職員により、日常的に注意深く観察し、情報の収集に努める。

② いじめの発見

(ア) 日常の観察

- ・交友関係の変化
- ・体調の変化や表情の変化
- ・欠席状況、遅刻、早退の変化
- ・服装の乱れや言葉遣いの変化
- ・持ち物の紛失や持ち物の変化
- ・金銭の使い方の変化
- ・保健室の訪問回数等

(イ) 本人・保護者等からの訴え

- ・定期的なアンケート調査の実施

※ともだちアンケート後のいじめの認知

アンケート結果を基にした担任からの報告を、管理職及び生徒指導主任で精査し、認知事案については、全職員で共通理解を図る。

- ・教育相談の充実
- ・家庭訪問や個人面談での情報交換

(ウ) 教師による直接の発見

(2) いじめ早期対応

- ① いじめのサインに気付いた場合、大きな問題に発展しないように速やかに「予防介入」を行う。
 - ・情報の共有化を図り、他の職員の協力を得る。
 - ・秘密の厳守を約束して教育相談を行う。
 - ・「いじめ対策委員会」を立ち上げる。
 - ・学級活動等で、いじめに関する話題を取り上げるなど、全体的な指導に当たる。
 - ・ふれあいの時間を大切にするとともに、存在感を与えるような学級づくりに努める。
- ② 本人、保護者等から、いじめの訴えがあった場合、共感的に理解する。
 - ・秘密の厳守を約束し、じっくり話を聞く等、安心感を与える。
 - ・本人の苦痛を親身になって聞く等、理解を十分に示す。
 - ・いじめが解決するまで、しっかり守ることを伝える。
 - ・基本的には、本人の了解を得てから事実関係の究明に乗り出す。
 - ・担任、学校に何をしてもらいたいのかを確かめながら共に考える。
 - ・特に、保護者の訴えに対しては、担任の他に生徒指導主任、校長、教頭等も同席するなど、複数の教師で対応する。
- ③ いじめの現場を教師が直接発見した場合、その場ですぐに介入し、事実関係を明らかにする。
 - ・いじめを制止し、関係児童全員をその場に残す。
 - ・必要に応じて他の教師の応援を求め、その場でしていたことを具体的な行動や言葉で把握するなど、事実確認をする。
 - ・その日のうちに、関係児童個々に教育相談を行い、再度事実確認をする。
- ④ いじめていた児童、保護者への対応
 - ・保護者を召喚し、いじめの概要について説明し理解を求めると共に、今後の家庭教育の在り方等について改善を求める。
 - ・いじめていた児童に対しては、反省を促すよう指導するとともに、自ら謝罪したいという気持ちが抱けるまで、個別の関わりを継続的に待つ。
 - ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
 - ・スクールカウンセラーによる教育相談の活用
- ⑤ いじめられていた児童、保護者への対応
 - ・保護者宅を訪問し、いじめの概要について説明し、謝罪する。
 - ・二度とこのようないじめがないよう、指導の徹底を図ることを約束する。
 - ・いじめられていた児童に対しては、心のケアに努めると共に、安心して学校生活等が送れるよう守ることを約束する。

(3) いじめが起きた集団（観衆、傍観者）への働きかけ

- ・いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ・はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。